

事 業 主 様

東京実業健康保険組合

「組合からのお知らせ」の送付について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今月分の「組合からのお知らせ」を下記のとおり取りまとめ、ご案内いたします。
ご多忙とは存じますが、皆さまにご周知いただきますようお願い申し上げます。

内容等についてご不明な点がございましたら、各担当課までお問合せください。

なお、冊子等につきましては最終ページ以降にまとめてお送りしていますので、ご確認
いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- (1) 「標準報酬月額及び保険料負担額表」送付について P1
- (2) 令和8年度「健康保険実務担当者講習会」の開催について P2
- (3) 繁忙期に伴う届書の提出について P3
- (4) 脳検査の実施について P4
- (5) 令和8年度「歯科検診」の実施について P5
- (6) 令和7年度 契約健診（医療）機関の新規契約および契約解除について . . . P6
- (7) 令和8年度 年間行事予定 P7
- (8) 令和8年度「潮干狩り」のお知らせ P8～9
- (9) 令和8年度 契約保養所について P10～12
- (10) 令和8年度 春季家庭用常備薬等あっせんの
事前案内ならびに取扱い業者のお知らせ . . . P13
- (11) 冊子の送付について P14
- (12) 健康管理委員推薦のご協力について P15

- ・健康管理委員推薦届
- ・標準報酬月額及び保険料負担額表
- ・健診のご案内2026<令和8年度>
- ・Enjoy Vacation2026
- ・ポスター（年間行事予定）
- ・東実健保の給付内容一覧<令和8年度版>

◆当組合ホームページ【事務担当者の方へ】に「組合からのお知らせ」の最新号および、
バックナンバーを掲載しておりますのであわせてご覧ください。

ホームページ <https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>



◆各申込書等をFAXしていただく際には、必ず番号をお確かめのうえ、押し間違いの
ないようお願い申し上げます。

(1) 「標準報酬月額及び保険料負担額表」送付について

令和8年度の「標準報酬月額及び保険料負担額表」（用紙サイズA4）を送付いたします。

当組合においては、健康保険料率が令和8年3月分保険料（4月納入分）より「1000分の99」に改定することに伴い、健康保険料率の内訳が、基本保険料率「1000分の57.44」、特定保険料率「1000分の40.26」調整保険料率「1000分の1.3」に変更となります。（令和8年3月1日適用）

特定保険料率は、各年度において健康保険組合が納付すべき前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金等の合算額を当該年度における当組合の被保険者の総報酬額総額の見込み額で除して得た率を基準として保険者が定めることとなっております。

また、子ども・子育て支援金率が「1000分の2.3」となり、令和8年4月分保険料（5月納入分）より徴収となります。

事業主の皆さまにおかれましては、特定保険料及び子ども・子育て支援金について、被保険者の理解を深めていただくために、被保険者負担分の保険料を徴収する際、給与明細書に基本保険料額及び特定保険料額並びに子ども・子育て支援金の内訳を示すなどの情報提供に努めていただきますよう、ご協力をお願い申し上げます。

※ 基本保険料…保険給付、保健事業などの費用に充てるための保険料

※ 特定保険料…後期高齢者支援金・前期高齢者納付金等に充てるための保険料

※ 調整保険料…健康保険組合連合会が実施する高額医療交付金交付事業・組合財政支援交付金交付事業に要する費用に充てるための保険料

注)

◎保険料告知書及び被保険者負担額（折半額）の端数処理については、「標準報酬月額及び保険料負担額表」の右下段を参照してください。

介護保険料率「1000分の15.8」の変更は、ございません。

【問合せ】

本 部	適用課	TEL 03-3663-1361(代)
城西支部	適用係	TEL 03-3342-8821(代)
城南支部	適用係	TEL 03-5537-2400(代)
城北支部	適用係	TEL 03-3980-1501(代)

標準報酬月額及び保険料負担額表

健康保険料 (令和8年3月1日適用)
基本保険料 (令和8年3月1日適用)
特定保険料 (令和8年3月1日適用)
子ども・子育て支援金 (令和8年4月1日適用)
介護保険料 (令和7年3月1日適用)

標準報酬 等級	報酬月額	健康保険							◎子ども・ 子育て支援金	①+②+③		介護保険		保険料合計	
		①一般保険料			②調整保険料	健康保険料	保険料	折半負担		介護保険料		保険料	折半負担		
		97.7 1000	57.44 1000	40.26 1000	1.3 1000	99 1000				2.3 1000	101.3 1000			50.65 1000	15.8 1000
1	58	63,000円未満	5,667	3,332	2,335	75	5,742	133.4	5,875.4	2,937.7	916.4	458.2	6,791.8	3,395.9	
2	68	63,000円以上 73,000円未満	6,644	3,907	2,737	88	6,732	156.4	6,888.4	3,444.2	1,074.4	537.2	7,962.8	3,981.4	
3	78	73,000円以上 83,000円未満	7,621	4,481	3,140	101	7,722	179.4	7,901.4	3,950.7	1,232.4	616.2	9,133.8	4,566.9	
4	88	83,000円以上 93,000円未満	8,598	5,055	3,543	114	8,712	202.4	8,914.4	4,457.2	1,390.4	695.2	10,304.8	5,152.4	
5	98	93,000円以上 101,000円未満	9,575	5,630	3,945	127	9,702	225.4	9,927.4	4,963.7	1,548.4	774.2	11,475.8	5,737.9	
6	104	101,000円以上 107,000円未満	10,161	5,974	4,187	135	10,296	239.2	10,535.2	5,267.6	1,643.2	821.6	12,178.4	6,089.2	
7	110	107,000円以上 114,000円未満	10,747	6,319	4,428	143	10,890	253.0	11,143.0	5,571.5	1,738.0	869.0	12,881.0	6,440.5	
8	118	114,000円以上 122,000円未満	11,529	6,779	4,750	153	11,682	271.4	11,953.4	5,976.7	1,864.4	932.2	13,817.8	6,908.9	
9	126	122,000円以上 130,000円未満	12,311	7,238	5,073	163	12,474	289.8	12,763.8	6,381.9	1,990.8	995.4	14,754.6	7,377.3	
10	134	130,000円以上 138,000円未満	13,092	7,698	5,394	174	13,266	308.2	13,574.2	6,787.1	2,117.2	1,058.6	15,691.4	7,845.7	
11	142	138,000円以上 146,000円未満	13,874	8,157	5,717	184	14,058	326.6	14,384.6	7,192.3	2,243.6	1,121.8	16,628.2	8,314.1	
12	150	146,000円以上 155,000円未満	14,655	8,616	6,039	195	14,850	345.0	15,195.0	7,597.5	2,370.0	1,185.0	17,565.0	8,782.5	
13	160	155,000円以上 165,000円未満	15,632	9,191	6,441	208	15,840	368.0	16,208.0	8,104.0	2,528.0	1,264.0	18,736.0	9,368.0	
14	170	165,000円以上 175,000円未満	16,609	9,765	6,844	221	16,830	391.0	17,221.0	8,610.5	2,686.0	1,343.0	19,907.0	9,953.5	
15	180	175,000円以上 185,000円未満	17,586	10,340	7,246	234	17,820	414.0	18,234.0	9,117.0	2,844.0	1,422.0	21,078.0	10,539.0	
16	190	185,000円以上 195,000円未満	18,563	10,914	7,649	247	18,810	437.0	19,247.0	9,623.5	3,002.0	1,501.0	22,249.0	11,124.5	
17	200	195,000円以上 210,000円未満	19,540	11,488	8,052	260	19,800	460.0	20,260.0	10,130.0	3,160.0	1,580.0	23,420.0	11,710.0	
18	220	210,000円以上 230,000円未満	21,494	12,637	8,857	286	21,780	506.0	22,286.0	11,143.0	3,476.0	1,738.0	25,762.0	12,881.0	
19	240	230,000円以上 250,000円未満	23,448	13,786	9,662	312	23,760	552.0	24,312.0	12,156.0	3,792.0	1,896.0	28,104.0	14,052.0	
20	260	250,000円以上 270,000円未満	25,402	14,935	10,467	338	25,740	598.0	26,338.0	13,169.0	4,108.0	2,054.0	30,446.0	15,223.0	
21	280	270,000円以上 290,000円未満	27,356	16,084	11,272	364	27,720	644.0	28,364.0	14,182.0	4,424.0	2,212.0	32,788.0	16,394.0	
22	300	290,000円以上 310,000円未満	29,310	17,232	12,078	390	29,700	690.0	30,390.0	15,195.0	4,740.0	2,370.0	35,130.0	17,565.0	
23	320	310,000円以上 330,000円未満	31,264	18,381	12,883	416	31,680	736.0	32,416.0	16,208.0	5,056.0	2,528.0	37,472.0	18,736.0	
24	340	330,000円以上 350,000円未満	33,218	19,530	13,688	442	33,660	782.0	34,442.0	17,221.0	5,372.0	2,686.0	39,814.0	19,907.0	
25	360	350,000円以上 370,000円未満	35,172	20,679	14,493	468	35,640	828.0	36,468.0	18,234.0	5,688.0	2,844.0	42,156.0	21,078.0	
26	380	370,000円以上 395,000円未満	37,126	21,828	15,298	494	37,620	874.0	38,494.0	19,247.0	6,004.0	3,002.0	44,498.0	22,249.0	
27	410	395,000円以上 425,000円未満	40,057	23,551	16,506	533	40,590	943.0	41,533.0	20,766.5	6,478.0	3,239.0	48,011.0	24,005.5	
28	440	425,000円以上 455,000円未満	42,988	25,274	17,714	572	43,560	1,012.0	44,572.0	22,286.0	6,952.0	3,476.0	51,524.0	25,762.0	
29	470	455,000円以上 485,000円未満	45,919	26,997	18,922	611	46,530	1,081.0	47,611.0	23,805.5	7,426.0	3,713.0	55,037.0	27,518.5	
30	500	485,000円以上 515,000円未満	48,850	28,720	20,130	650	49,500	1,150.0	50,650.0	25,325.0	7,900.0	3,950.0	58,550.0	29,275.0	
31	530	515,000円以上 545,000円未満	51,781	30,444	21,337	689	52,470	1,219.0	53,689.0	26,844.5	8,374.0	4,187.0	62,063.0	31,031.5	
32	560	545,000円以上 575,000円未満	54,712	32,167	22,545	728	55,440	1,288.0	56,728.0	28,364.0	8,848.0	4,424.0	65,576.0	32,788.0	
33	590	575,000円以上 605,000円未満	57,643	33,890	23,753	767	58,410	1,357.0	59,767.0	29,883.5	9,322.0	4,661.0	69,089.0	34,544.5	
34	620	605,000円以上 635,000円未満	60,574	35,613	24,961	806	61,380	1,426.0	62,806.0	31,403.0	9,796.0	4,898.0	72,602.0	36,301.0	
35	650	635,000円以上 665,000円未満	63,505	37,336	26,169	845	64,350	1,495.0	65,845.0	32,922.5	10,270.0	5,135.0	76,115.0	38,057.5	
36	680	665,000円以上 695,000円未満	66,436	39,060	27,376	884	67,320	1,564.0	68,884.0	34,442.0	10,744.0	5,372.0	79,628.0	39,814.0	
37	710	695,000円以上 730,000円未満	69,367	40,783	28,584	923	70,290	1,633.0	71,923.0	35,961.5	11,218.0	5,609.0	83,141.0	41,570.5	
38	750	730,000円以上 770,000円未満	73,275	43,080	30,195	975	74,250	1,725.0	75,975.0	37,987.5	11,850.0	5,925.0	87,825.0	43,912.5	
39	790	770,000円以上 810,000円未満	77,183	45,378	31,805	1,027	78,210	1,817.0	80,027.0	40,013.5	12,482.0	6,241.0	92,509.0	46,254.5	
40	830	810,000円以上 855,000円未満	81,091	47,676	33,415	1,079	82,170	1,909.0	84,079.0	42,039.5	13,114.0	6,557.0	97,193.0	48,596.5	
41	880	855,000円以上 905,000円未満	85,976	50,548	35,428	1,144	87,120	2,024.0	89,144.0	44,572.0	13,904.0	6,952.0	103,048.0	51,524.0	
42	930	905,000円以上 955,000円未満	90,861	53,420	37,441	1,209	92,070	2,139.0	94,209.0	47,104.5	14,694.0	7,347.0	108,903.0	54,451.5	
43	980	955,000円以上 1,005,000円未満	95,746	56,292	39,454	1,274	97,020	2,254.0	99,274.0	49,637.0	15,484.0	7,742.0	114,758.0	57,379.0	
44	1,030	1,005,000円以上 1,055,000円未満	100,631	59,164	41,467	1,339	101,970	2,369.0	104,339.0	52,169.5	16,274.0	8,137.0	120,613.0	60,306.5	
45	1,090	1,055,000円以上 1,115,000円未満	106,493	62,610	43,883	1,417	107,910	2,507.0	110,417.0	55,208.5	17,222.0	8,611.0	127,639.0	63,819.5	
46	1,150	1,115,000円以上 1,175,000円未満	112,355	66,056	46,299	1,495	113,850	2,645.0	116,495.0	58,247.5	18,170.0	9,085.0	134,665.0	67,332.5	
47	1,210	1,175,000円以上 1,235,000円未満	118,217	69,503	48,714	1,573	119,790	2,783.0	122,573.0	61,286.5	19,118.0	9,559.0	141,691.0	70,845.5	
48	1,270	1,235,000円以上 1,295,000円未満	124,079	72,949	51,130	1,651	125,730	2,921.0	128,651.0	64,325.5	20,066.0	10,033.0	148,717.0	74,358.5	
49	1,330	1,295,000円以上 1,355,000円未満	129,941	76,396	53,545	1,729	131,670	3,059.0	134,729.0	67,364.5	21,014.0	10,507.0	155,743.0	77,871.5	
50	1,390	1,355,000円以上	135,803	79,842	55,961	1,807	137,610	3,197.0	140,807.0	70,403.5	21,962.0	10,981.0	162,769.0	81,384.5	

※ 調整保険料とは、健康保険組合連合会が実施する高額医療交付金交付事業・組合財政支援交付金交付事業に要する費用に充てる保険料です。
 ※ 一般保険料の内訳は基本保険料と特定保険料です。
 基本保険料は、保険給付・保健事業などの費用に充てる保険料です。
 特定保険料は、後期高齢者支援金・前期高齢者納付金等に充てる保険料です。
 ※ 基本保険料と特定保険料、子ども・子育て支援金を給与明細書等に記載する場合の端数については事業主の取り決めにおいて調整して下さい。

健康保険料 = 月額 × 99
一般保険料 = 健康保険料 - 調整保険料
調整保険料 = 月額 × 1.3 (小数点以下切り捨て)
特定保険料 = 一般保険料 × 特定保険料率 ÷ 一般保険料率 (小数点以下切り捨て)
基本保険料 = 一般保険料 - 特定保険料
子ども・子育て支援金 = 月額 × 2.3 (小数点以下切り捨て)

○保険料の端数の取扱い
 [納入告知書の保険料額について]
 納入告知書の保険料額は被保険者個々の保険料額の合計です。
 その合計額に円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額です。
 [被保険者負担額(折半額)の端数処理について]
 ・事業主・被保険者間に特約がある場合、特約により決定します。
 ・給与から控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げます。
 ・被保険者が現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げます。

※ 介護保険料は介護保険法第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方が適用となります。
 ※ ①と②の合計が、納入告知書に記載のある一般保険料等額です。

(2) 令和8年度「健康保険実務担当者講習会」の開催について

1. 開催日時

令和8年5月20日(水)

(1) 受付時間 9時～

(2) 講習会 9時30分～12時00分(予定)

2. 会場

東京都中央区東日本橋3-10-4 東実健保会館6階大ホール

3. 対象者および講習内容

(1) 対象者：健康保険の実務をご担当の方

(実務を担当されて、比較的経験年数の浅い方)

(2) 講習内容：業務関係(適用・給付)および

保健事業関係(保養所・健康診断)

4. テキスト

講習会当日、テキスト・資料等をお渡しします。

5. 定員

100名

※定員になり次第、締切りとなりますが、後日、当日の模様をWeb配信いたします。

6. 申込方法

令和8年度「健康保険実務担当者講習会」参加申込書に必要事項をご記入のうえ、組合本部「適用課」へFAXまたはご郵送ください。

申込用紙は組合ホームページのNEWS&TOPICSより印刷できます。

申込締切日：令和8年4月17日(金)必着

※定員到達により参加いただけない場合のみ、その旨ご連絡いたします。

(参加可能な場合はご連絡いたしません。)

※講習会当日は、参加申込書のコピーを必ず持参のうえ、ご来場ください。

【問合せ・申込み】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋3-10-4

東京実業健康保険組合 適用課

TEL 03-3663-1361(代)

FAX 03-5695-9600

《交通機関》

- ・総武線快速「馬喰町」駅下車 A1出口 徒歩1分
- ・都営地下鉄新宿線「馬喰横山」駅下車 A1出口 徒歩1分
- ・都営地下鉄浅草線「東日本橋」駅下車 B4出口 徒歩2分
- ・JR「浅草橋」駅下車 徒歩10分
- ・東京メトロ日比谷線「小伝馬町」駅下車 徒歩7分

《東京実業健康保険組合案内図》



(3) 繁忙期に伴う届書の提出について

例年、4月は新規採用や退職による異動に伴い届書の提出が増加し、5月の連休前後においても各種届書の提出が多くなります。通常期には届書の受付から3～4日後に決定通知書等を発送しているところですが、当該期間の前後は受付から処理・発送までに日数を要することがあり、届書を提出いただく時期によっては、保険料の告知が翌々月になる場合があります。

また、電子申請につきましても同様に受信から処理までに日数を要することがあります。迅速な対応に努めてまいります。ご理解くださいますようお願い申し上げます。

※届書の事前受付は行っておりません。事実発生日以降に提出してください。

【問合せ】

組合本部 適用課 03-3663-1361(代) 城西支部 適用係 03-3342-8821(代)
城南支部 適用係 03-5537-2400(代) 城北支部 適用係 03-3980-1501(代)

(4) 脳検査の実施について

脳血管疾患の早期発見や、進行を防止するためには定期的な脳検査を行うことが有効とされています。下記の要領で実施いたしますので、ぜひご利用ください。

記

1. 検査名 脳検査
2. 実施場所 「脳検査」契約健診(医療)機関
※同封の冊子「健診のご案内」に差し込みしてあります「脳検査」契約健診(医療)機関一覧表または当組合ホームページでご確認ください。
3. 実施時期 通年実施
4. 受診対象者 被保険者・被扶養者(受診当日に当組合の保険資格のある方)
5. 補助金対象者 40歳以上の被保険者・被扶養者
2027年3月末日の年齢が基準となります。
6. 検査項目 頭部MRI・頭部MRA
7. 申込方法 「脳検査」契約健診(医療)機関一覧表より、健診(医療)機関を選択し直接電話予約してください。予約の際「東振協脳検査」とお伝えください。※脳検査受診申込書はございません。
8. 検査料金 契約健診(医療)機関ごとに検査料金が異なりますので、「脳検査」契約健診(医療)機関一覧表または当組合ホームページでご確認ください。
9. 補助金額 10,000円 年度内(4月から翌年3月末日まで)1回限り
「脳検査」契約健診(医療)機関一覧表の検査料金から、補助金額10,000円を差引いた金額を窓口でお支払ください。
※40歳以上の被保険者・被扶養者が対象です。
契約健診(医療)機関以外で受診した場合は、補助金対象外となります。
※39歳以下の方は補助金の対象ではございませんが、契約料金にてご受診いただけます。

【問合せ】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋3-10-4

東京実業健康保険組合 健康管理課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(5) 令和8年度「歯科検診」の実施について

令和8年度「会館歯科検診」、「事業所巡回歯科検診」を下記の要領で実施いたしますのでご案内いたします。

記

1. 対象者 被保険者（被扶養者の方、治療中の方は受診できません）
※検診当日に当組合の保険資格のある方
2. 検診料金 無料 年度内（4月から翌年3月末日まで）1回限り
3. 検診内容 口腔疾患診査、口腔衛生指導
（検診時間は1人20分程度）
※検診を受けた全員に歯ブラシを差し上げます*
4. 検診結果 検診終了後、その場でお渡しします。
5. 検診の種類

会館歯科検診

- ・実施場所 東実健保会館2階 診療所歯科
- ・実施期間 通年実施（完全予約制）
※検診当日は必ずマイナ保険証等をお持ちください。
- ・実施時間 9：00～11：30、13：00～16：00
- ・申込方法 東実健保診療所(歯科)へ電話にて予約してください。
TEL 03-3669-3866(代)
※予約時にマイナ保険証等の記号・番号、氏名、事業所名をお申し出ください。

事業所巡回歯科検診

- ・実施期間 通年実施
※検診当日は、資格確認書、マイナポータルの資格確認画面等のいずれか1点を必ずご持参ください。
- ・実施条件 (1) 1事業所につき30名以上
(2) ①会場(10坪程度)、②イス(10～15脚程度)、③テーブル(3台程度)、④電源(100V、10～15A)、⑤機材運搬車両用駐車場の確保
- ・対象地域 全 国（地域によっては、ご希望に添えない場合があります）
- ・委託業者 一般社団法人 総合健康促進保健協会
- ・申込方法 日程が決まり次第、【申込書10】をFAXまたは郵送にてご提出ください。
※申込書は当組合ホームページの「各種健診」からダウンロードできます。

【問合せ・申込み】

〒103-8465
東京都中央区東日本橋3-10-4
東京実業健康保険組合 健康管理課
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510
<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(6) 令和7年度 契約健診(医療)機関の新規契約および契約解除について

1. 生活習慣病予防健診「施設健診」(A1・B・D1・D2区分)の契約健診(医療)機関に新規契約がありました。

●新規契約

都道府 県名	コード 番号	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	D区分	上部消 化管 内視鏡	子宮	乳房	
								超音波	マンモ
東京	13493	MYメディカルクリニック 東京駅八重洲	中央区京橋1-1-1 八重洲ダイビル2階	03 6712-7487	×	○	○	○	○
福岡	40056	公益財団法人 福岡労働衛生研究所 健診スクエア博多	福岡市博多区博多駅東2-7-27 TERASO-II 3階	092 526-1087	○	○	○	○	○

●契約解除

都道府 県名	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	契約解除日
東京	クリニック桜丘	渋谷区桜丘町14-6	03-3496-6789	令和8年4月1日
東京	多摩境内科クリニック	町田市小山ヶ丘3-24 多摩境クリニックビル303号	042-703-1920	令和8年4月1日
東京	医療法人徳洲会 武蔵野徳洲会病院	西東京市向台町3-5-48	042-465-0769	令和8年4月1日

2. 「脳検査」契約健診(医療)機関に新規契約および契約解除がありました。

●新規契約

都道府 県名	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	脳検査料金 (税込)
千葉	医療法人社団 水聖会 メディカルスキャンニング船橋	船橋市本町5-2-20 TARO BASE1F	047-421-3555	26,400
東京	成城脳神経クリニック	世田谷区砧8-11-9 成城クリニックモール202	03-3749-8877	28,600

●契約解除

都道府 県名	契約健診(医療)機関名称	所在地	電話番号	契約解除日
兵庫	医療法人社団 なぎさ会 やすお脳神経外科クリニック	明石市小久保2-10-1 リラシオ西明石駅前2F	078-925-7171	令8年4月1日

【問合せ】

〒103-8465
東京都中央区東日本橋3-10-4
東京実業健康保険組合 健康管理課
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510
<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(7) 令和8年度 年間行事予定

令和8年度も皆さまの「健康づくり」をサポートするため、気軽に楽しくご参加いただけるイベントを各種ご案内いたしますので、ぜひご参加ください。

事業名	開催予定日	定員	開催場所
いちご狩り	4/11(土)	500名	津久井浜観光農園 (横須賀市)
野球大会	4/12(日)～4/26(日) 毎週日曜日 実3日間	32チーム (1部制)	大宮けんぼグラウンド (さいたま市)
潮干狩り	5/16(土)	1,500名	富津海岸潮干狩り場 (富津市)
ウォーキング大会 東京ディズニーリゾート®	7/1(水)～12/31(木)	4,000名	東京ディズニーランド 東京ディズニーシー (浦安市)
梨狩り	9/5(土)	100名	初清園 (松戸市)
	9/12(土)	100名	
	9/12(土)	200名	大野梨園 (船橋市)
	9/19(土)	200名	
ウォーキング大会 よこはま動物園ズーラシア	9/26(土)	500名	よこはま動物園ズーラシア (横浜市)
芋掘り	10/24(土)	1,000名	荒幡農園 (川越市)
ウォーキング大会 ユニバーサル・スタジオ・ジャパン™	10/31(土)	600名	ユニバーサル・スタジオ・ジャパン™ (大阪市)
ウォーキング大会 国営ひたち海浜公園	11/7(土)	500名	国営ひたち海浜公園 (ひたちなか市)
ボウリング大会	11/14(土)	160名	品川プリンスホテル ボウリングセンター (港区)
スキー・スノーボード教室	未定	150名	未定
ミニマラソン大会	2月(いずれかの土曜日)	300名	大島小松川公園 (荒川河川敷)(予定) (江戸川区)

【問合せ・申込み】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋 3-10-4

東京実業健康保険組合 施設課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>



令和8年度保健事業 年間行事予定

令和8年度も、みなさまのココロとカラダの「健康づくり」をサポートするため、気軽に楽しく参加いただけるイベントを各種ご用意する予定です。
ぜひご参加ください。

4月



- いちご狩り
予定日 4/11(土)
場所 津久井浜観光農園 神奈川県横須賀市



5月



- 野球大会
予定日 4/12・4/19・4/26
開催はすべて日曜日
場所 大宮けんぼグラウンド 埼玉県さいたま市



7月



- ウォーキング大会
予定期間 7/1(水)~12/31(木)
場所 東京ディズニーリゾート® 千葉県浦安市



9月



- 梨狩り
予定日 9/5(土)・9/12(土)
場所 初清園 千葉県松戸市



- 梨狩り
予定日 9/12(土)・9/19(土)
場所 大野梨園 千葉県船橋市

- ウォーキング大会
予定日 9/26(土)
場所 よこはま動物園ズーラシア 神奈川県横浜市



10月



- 芋掘り
予定日 10/24(土)
場所 荒幡農園 埼玉県川越市



- ウォーキング大会
予定日 10/31(土)
場所 ユニバーサル・スタジオ・ジャパン™ 大阪府大阪市



11月



- ウォーキング大会
予定日 11/7(土)
場所 国営ひたち海浜公園 茨城県ひたちなか市



- ボウリング大会
予定日 11/14(土)
場所 品川プリンスホテル 「ボウリングセンター」 東京都港区

1月



- スキー・スノーボード教室
予定日 未定
場所 未定



2月



- ミニマラソン大会
予定日 2月(いずれかの土曜日)
場所 大島小松川公園(江戸川区荒川河川敷) (予定)



●詳しくは行事別に「組合からのお知らせ」(事業所宛通知文)・「健保だより」または当組合ホームページでご案内いたします。

(8) 令和8年度 「潮干狩り」のお知らせ

1. 開催日

令和8年5月16日(土) (雨天決行)

荒天の場合中止することがあります。

※開催の有無は、当日6時00分に当組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」に掲載いたします。

2. 開催場所

富津海岸潮干狩り場 (千葉県富津市富津2307-2)

3. 受付

場 所：富津海岸潮干狩り場 第1駐車場 券売所脇

時 間：9時00分～12時00分

4. 募集人数

1,500名 (小学生以上)

5. 参加資格

組合員 (当組合の被保険者および被扶養者)

※採貝網の配布は小学生以上の組合員が対象です。

6. 参加費

無 料

7. 申込方法

●WEB申込みの方

4月9日(木)23:59までに、当組合ホームページNEWS&TOPICSの「イベント」に掲載する申込専用フォームより個人・家族・グループ単位でお申込みください。

※迷惑メール対策やドメイン指定受信などを設定している方は、受付確認メールが届かない場合がありますので「@dynax.jp」の受信許可設定をお願いいたします。

●FAXまたは郵送で申込みの方

4月9日(木) (必着) までに専用の申込書に必要事項をご記入のうえ、FAXまたは郵送にてお申込みください。

申込書は、当組合ホームページよりダウンロードできます。

8. 参加決定

応募多数の場合は抽選といたします。

●WEB申込みの方

当選された方にのみ4月23日(木)に申込時に登録したメールアドレスに通知を送信いたします。

●FAXまたは郵送にて申込みの方

当選された方にのみ4月23日(木)に送付先住所へ通知をお送りいたします。

9. その他

- ・当日参加の組合員1人につきお持ち帰り用の採貝網(中学生以上2kgまで・小学生1kgまで)を**1枚**お渡しいたます。超過分については各自でご負担ください。また、未就学のお子様は対象外となりますが一緒に入場はできます。
- ・組合員以外の方が参加される場合は入場券売り場にて各自入場料をご負担ください。
- ・当日は混雑が予想されますので、お車でご参加の方は時間に余裕をもってお越しください。
- ・開催場所までの交通費は自己負担となります。
- ・熊手等の潮干狩用品は各自でご持参ください。

※当組合機関誌「健保だより」・「いきいき」にご参加の方の写真を掲載させていただく場合があります。

【問合せ・申込み】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋 3-10-4

東京実業健康保険組合 施設課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(9) 令和8年度 契約保養所について

当組合では、「割引契約保養施設」「契約オートキャンプ場」「公的契約保養施設」の3種類を契約保養所（補助金対象施設）として各施設と契約しています。利用料金が補助金額を超える場合に対象となり、年度内5泊までご利用いただけます。ぜひご利用ください。

1. 対象施設

【ア】割引契約保養施設：92施設

【イ】契約オートキャンプ場：35施設

【ウ】公的契約保養施設：船員保険会（センポス）3施設

※詳細は同封の2つ折りチラシ「Enjoy Vacation 2026」をご覧ください。

2. 補助金額

【ア】割引契約保養施設：組合員1人1泊 3,000円

【イ】契約オートキャンプ場：1サイトまたは1コテージにつき1泊 3,000円
（日帰り利用は補助金対象外）

【ウ】公的契約保養施設：組合員1人1泊 2,000円

3. 利用方法《【ア】【イ】【ウ】共通》

(1) 予約は各施設へ直接お願いいたします。

- ・宿泊利用者が予約申込みをしてください。（インターネット予約の場合、契約上補助を受けられない施設がありますので、当組合のホームページまたは施設に直接ご確認ください。）
- ・予約の際は、東京実業健康保険組合の組合員である旨と申込代表者名および利用人数をお申し出ください。
- ・利用料金（寝具代を含む）が補助金額を超えた場合に限り対象となりますので、利用料金を必ずご確認ください。

(2) 予約が済みましたら専用の申込書に必要事項をご記入のうえ、利用日の10日前までに組合本部施設課へFAXまたは郵送にてお申込みください。

(3) 組合員の資格および申込内容を確認後、組合承認印を押印した「利用通知書」を郵送いたします。

(4) 利用日に「利用通知書」を現地フロントへ提出してください。

<利用料金を現地にて支払う場合>

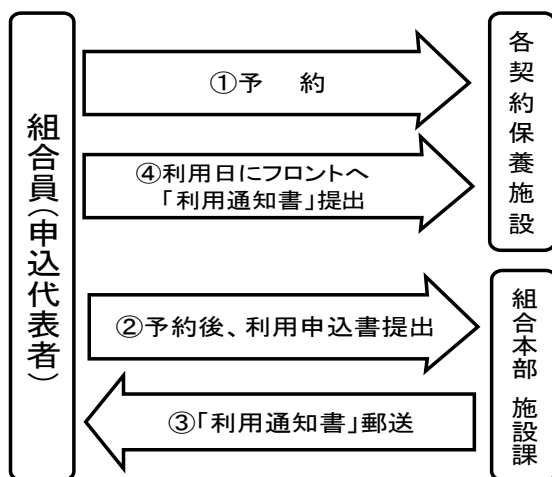
ご宿泊後に利用料金を精算する場合は、利用日に「利用通知書」を現地フロントへ提出することで利用料金から「利用通知書」に記載された補助金額を差し引いた料金でご利用いただけます。

<利用料金を事前に支払う場合>

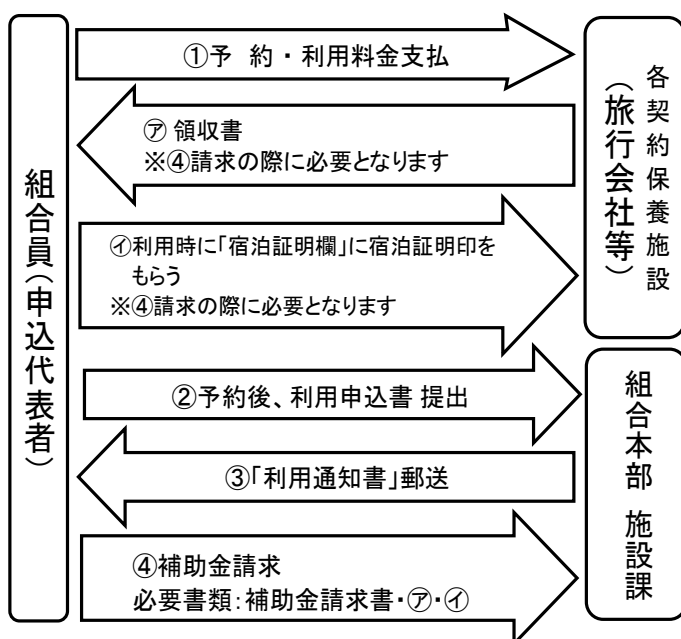
旅行会社のツアーやインターネット予約等で事前に利用料を支払い利用する場合は、利用日に「利用通知書」を現地フロントへ提示し「宿泊施設証明欄」に宿泊証明印を受けてください。利用（宿泊）後、補助金請求書（「利用通知書」送付時に同封）に必要事項をご記入のうえ、下記添付書類と一緒に組合本部施設課へ郵送してください。内容確認後、指定口座へ補助金をお振込みいたします。

- 《添付書類》
- ・ 宿泊証明印を受けた利用通知書（原本）
 - ・ 利用料金の領収書（写）

①利用料金を契約保養施設で支払う場合



②利用料金を事前に支払う場合



4. 注意事項《【ア】【イ】【ウ】共通》

- (1) **ご利用後の申請は補助金の対象になりませんので、必ずご利用前に申請してください。**
- (2) キャンセルや変更（メンバー・人数）等につきましては、利用施設および組合本部施設課へ必ずご連絡のうえ、交付済みの「利用通知書」を組合本部施設課へご返却ください。変更等の場合は「利用通知書」の再発行が必要となります。
- (3) キャンセル料については各施設にご確認のうえ、各自のご負担となります。
- (4) 施設によっては申込方法や利用日により補助金対象にならない場合もありますので、予約の際にご確認ください。

5. 契約解除施設

(割引契約保養施設)

- ❖ 孀恋の宿 あいさい【群馬】
- ❖ 水上温泉 源泉湯の宿 松乃井【群馬】
- ❖ 老神温泉 源泉湯の宿 紫翠亭【群馬】
- ❖ 大湯温泉 源泉湯の宿 かいり【新潟】
- ❖ 高松東急 REI ホテル【香川】

(契約オートキャンプ場)

- ❖ ニュー・グリーンピア津南キャンプ場【新潟】

(公的契約保養施設)

- ❖ リブマックスリゾート函館 グリーンピア大沼【北海道】
- ❖ ニュー・グリーンピア津南【新潟】

【問合せ・申込み】

〒103-8465

東京都中央区東日本橋 3-10-4

東京実業健康保険組合 施設課

TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

(10) 令和8年度春季家庭用常備薬等あっせんの

事前案内ならびに取扱い業者のお知らせ

東実医療厚生会では、皆さまの疾病予防および健康保持・増進にお役立ていただくことを目的として、春季・秋季の年2回、家庭用常備薬等のあっせん事業を実施しております。

昨秋に実施いたしました家庭用常備薬等あっせんにつきましては、ご担当者様のご協力を賜り、好評のうちに終了することができました。

現在は、春季家庭用常備薬等あっせんに向けて、信頼のおけるメーカー品を中心に商品を厳選しご提供できるよう準備を進めております。なお、今季の取扱い業者は「株式会社あまの創健」となりましたので、お知らせいたします。

「家庭用常備薬等あっせんのご案内(申込書)」の冊子は、4月中旬より順次お届けいたしますので、被保険者の皆さまへのご案内をよろしくお願い申し上げます。冊子によるご案内が困難な場合など、PDFのご用意もごございますので、併せてご活用ください。

〈URL〉 <https://www.kenkoujin.jp/survey/tojitsu-iryo-2>



※4月中旬よりご利用いただけます。

なお、事業所取りまとめによる事業所配送(送料無料)は、事業所単位だけでなく、支店・営業所等の各拠点単位で取りまとめてお申込みいただくことも可能ですので、ぜひご利用ください。

【問合せ】

〒103-8465 東京都中央区東日本橋3-10-4
東京実業健康保険組合内
東 実 医 療 厚 生 会
03-3663-1351(代)

(11) 冊子の送付について

当組合では、令和8年度も組合員の皆さまの健康の保持増進・心身のリフレッシュをしていただくために、保健事業を積極的に実施していきます。

そこで、『健診のご案内2026』・『Enjoy Vacation 2026』を送付いたしますので、ぜひ皆さままでご活用ください。

また、東実健保の給付内容一覧<令和8年度版>も送付いたします。組合員の皆さまへのご周知にお役立ていただきますようお願い申し上げます。

記

送付物

- ① 健診のご案内2026<令和8年度版>
- ② Enjoy Vacation 2026
- ③ 東実健保の給付内容一覧 <令和8年度版>

※当組合ホームページ (<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>) の
3月16日付NEWS&TOPICS【健康保険】からも、
「東実健保の給付内容一覧」<令和8年度版>をダウンロードできます。

【問合せ】 (各担当課までお問合せください)

- ① 健診のご案内2026<令和8年度版>・・・・・・・・・・健康管理課
TEL03-3663-1361(代)
- ② Enjoy Vacation 2026・・・・・・・・・・施設課
TEL03-3663-1361(代)
- ③ 東実健保の給付内容一覧<令和8年度版>・・・・・・・・・・企画広報課
TEL03-3663-1351(代)

レジャーやヘルスアップの拠点として

ベルビュー南熱海

〒413-0103 静岡県熱海市網代591-89 TEL 0557-67-5030

「ベルビュー」とはフランス語で「素晴らしい眺望」のこと。その名の通り、目の前には相模灘を、そして真鶴岬、伊豆大島、更に、房総半島の雄大なパノラマが広がり飽きることがありません。館内には手軽で楽しく、体力づくりも行える施設が充実。職場の研修にもご利用いただけます。



和食一例



洋食一例



子供メニュー一例



● お食事

夕食：大人は和食または洋食をお選びいただけます。お様は和洋盛込んだメニューとなります。
朝食：大人もお子様も和食または洋食をお選びいただけます。

● 観光・レジャーSPOT

- ・干物街道
- ・伊豆シャボテン動物公園
- ・アカオハーブ&ローズガーデン
- ・富士箱根カントリークラブ
- ・伊東マリンタウン
- ・伊豆にらやまカントリークラブ
- ・小室山公園
- ・大熱海国際ゴルフクラブ
- ・城ヶ崎公園
- ・日本サイクルスポーツセンター

● アクセス

電車：JR「熱海」駅経由JR「網代」駅下車、タクシー10分
車：東名高速道路・小田原厚木道路経由、国道135号線を伊東方面に立岩トンネルをぬけて最初の右折レーンに入る。

● 利用料金(消費税込、入湯税・宿泊税別)

宿泊日	平日	休前日
組合員	7,500円	
A区分	7,500円	9,500円
一般	11,500円	12,500円

※満3歳以上満12歳未満(子供)は、各利用料金の80%、満3歳未満(乳幼児)は、施設利用料として一律1,000円

● 平日連泊割引料金

平日に組合員が大人料金で連泊した場合のみ1,000円の割引が適用されます。
※繁忙期・年末年始(12/31~1/3)GW(組合の定めた期間)夏期(7/20~8/31)は除く

●詳細はこちら(当組合HP、QRコード)



契約保養所

- | | | |
|---------------------------|---------------------------|-----------------------|
| セラヴィリゾート泉郷 愛犬リゾート施設(12施設) | 休暇村 越前三国 | 指宿温泉 こらんの湯 錦江楼 |
| 亀の井ホテル(30施設) | ホテル 神の湯温泉 | 沖縄かりゆしビーチリゾート・オーシャンスパ |
| 千倉町民宿組合(8施設) | 白樺湖ロイヤルホテル | ロイヤルビューホテル美ら海 |
| 北海道 | 十八楼 | 宮古島 東急ホテル&リゾート |
| ANAクラウンプラザホテル札幌 | 岐阜グランドホテル | |
| ホテルゆもと登別 | 割烹の宿 大観荘 | |
| 東北 | 美浜レステル | |
| 休暇村 乳頭温泉郷 | 東京第一ホテル錦 | |
| 旅館 古山閣 | 名古屋東急ホテル | |
| 白布温泉 中屋別館不動産 | 近畿 | |
| ホテルハワイアンズ | 伊勢 田家 料庵 | |
| 関東 | 休暇村 近江八幡 | |
| 海荘 大和(だいとし) | 京都東急ホテル | |
| 那須高原別荘村 鶴の里 | ホテル近鉄ユニバーサル・シティ | |
| ホテルオークラ東京ベイ | 新大阪江坂東急REIホテル | |
| 旅の宿 浜よし別館 | 神戸ベイシェラトンホテル&タワーズ | |
| ホテルメトロポリタン | 白良荘グランドホテル | |
| 渋谷 東急REIホテル | 中国・四国 | |
| 東京ドームホテル | 安芸グランドホテル | |
| 羽田エクセルホテル東急 | 道後プリンスホテル | |
| 中部 | 土佐御苑 | |
| ホテルSAKAEYA | 九州・沖縄 | |
| 延対寺荘 | 休暇村 南阿蘇 | |
| 金沢東急ホテル | SHIROYAMA HOTEL kagoshima | |

契約オートキャンプ場

- キャンプ・アンド・キャビンス那須高原
- まほーばの森
- ケニーズ・ファミリー・ビレッジオートキャンプ場
- 有野実苑オートキャンプ場
- 氷川キャンプ場
- 川井キャンプ場
- 五十沢(いかざわ)キャンプ場
- 家族旅行村ビラデスト今津
- マイアミ浜オートキャンプ場
- ウェルネスパーク五色オートキャンプ場
- 休暇村キャンプ場(25カ所)

船員保険会(センボス)

- 鳴子やすらぎ荘
- 箱根嶺南荘
- やいづマリンパレス



●詳細はこちら(当組合HP、QRコード)

セントラルスポーツ

全国展開のフィットネスクラブで、マシンジムやプール等のほか、いろいろな教室にも参加できます。

- **対象者** 被保険者及び被扶養者
- **利用方法** 当組合ホームページ「体力づくり」セントラルスポーツより新規登録が必要となります。

●詳細はこちら(当組合HP、QRコード)



ルネサンス

スポーツクラブルネサンスの施設がお得な法人価格で利用できます。

- **対象者** 被保険者及び15歳以上の被扶養者 ※スクールコーポレート会員については、この限りではない。
- **利用方法および利用料金**

- ① **入会のお手続きが必要です。** 各種会員種別がありますので、利用頻度に合わせて種別をお選びください。
- ② **当組合の健康保険証等(※)を提示してください。**
※資格確認書、マイナポータルの保険資格画面のいずれか

ルネサンス会員証発行等事務手数料1,650円(税込)がかかります。
ルネサンス提携クラブでは入会受付ができません。

●詳細はこちら(当組合HP、QRコード)



へるすぴあ

電設工業健康保険組合「総合健康管理センター」



電設工業健康保険組合と契約し、低料金でプール・フィットネスなどをご利用いただけます。

- 所在地 東京都板橋区坂下1-33-12
- 利用申込先 健康づくりセンター TEL 03-5970-6731
- 利用資格 被保険者/被扶養者
(中学生未満の場合は保護者同伴)

※(3) 特定疾病の自己負担限度額

下記に該当する方は、特定疾病療養受療証交付申請書を当組合に提出してください。

治療と疾病名との両方を厚生労働大臣が定め、高額な一定の治療、かつ療養に要する期間が著しく長く継続して行う必要のある疾病の方は、自己負担限度額は1ヵ月10,000円です。ただし⑦については、70歳未満で標準報酬月額53万円以上の方は、自己負担限度額が1ヵ月20,000円となります。

- ⑦人工腎臓を実施している慢性腎不全
- ⑧血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害及び先天性血液凝固第Ⅸ因子障害
- ⑨抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群「HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者にかかるものに限る」

※(4) 合算高額療養費

70歳未満の方の場合	70歳以上75歳未満の方の場合	70歳未満の方と70歳以上75歳未満の方がいる世帯の場合
同一世帯において同一の月に21,000円以上の自己負担(診療報酬明細書等1件あたり)が複数生じ、その合算額が「表1」の自己負担限度額を超えた分について支給。	個人ごとに外来自己負担額をすべて合算し、「表1」の①を超えた額を支給。さらに、外来及び入院の自己負担額(前記で支給される額は除く)を世帯単位で合算し、「表1」の②を超えた額をあわせて支給。	左記(70歳以上75歳未満の場合)で算出された支給額に、なお残る自己負担額と70歳未満の方の21,000円以上の自己負担額(診療報酬明細書等1件あたり)を合算し、「表1」の自己負担限度額を超えた分をあわせて支給。

※(5) 高額介護合算療養費

所得区分別の基準額は下記「表2」のとおりです。なお、それぞれの制度により高額療養費・一部負担還元金等または、高額介護サービス費等が支給される場合には、その支給額を除いた額が合算の対象額となります。

表2 所得区分別の基準額(年額)

所得区分	健康保険+介護保険(70~74歳がいる世帯)	健康保険+介護保険(70歳未満がいる世帯)
標準報酬月額83万円以上	212万円	212万円
標準報酬月額53~79万円	141万円	141万円
標準報酬月額28~50万円	67万円	67万円
標準報酬月額26万円以下	56万円	60万円
低所得者Ⅱ	31万円	34万円
低所得者Ⅰ	19万円	

※70歳未満の方の自己負担は、診療報酬明細書等1件あたり21,000円以上のみが対象。

※(6) 入院時食事療養負担額・入院時生活療養負担額の減額について

被保険者の当年度(4月~7月は前年度)の住民税が非課税の場合は、入院時の食事療養及び生活療養の標準負担額が減額されます。「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」に住民税非課税証明書を添えて当組合へご提出ください。

表3 食事療養標準負担額・生活療養標準負担額

所得区分	食事療養標準負担額	生活療養標準負担額	
		食費	居住費
一般	1食510円(注4)	1食510円(注5)	+1日370円
低所得【オ】 低所得Ⅱ(注1)	入院90日以下	1食240円	+1日370円
	入院90日超	1食190円	+1日370円
低所得Ⅰ(注2)	1食110円	1食140円	+1日370円
境界層該当者(注3)		1食110円	+1日0円

- (注1) 低所得【オ】・低所得Ⅱは被保険者の住民税が非課税の場合。
- (注2) 低所得Ⅰは被保険者及び被扶養者全員の所得がない場合。
- (注3) 境界層該当者とは、限度額適用・標準負担額減額認定の低所得者適用を受けることにより生活保護を必要としない方。
- (注4) 指定難病患者または小児慢性特定疾病児童については300円。
- (注5) 管理栄養士等を配置していない保険医療機関に入院している場合は470円。

●資格喪失後の保険給付(付加給付は支給されません)

① 傷病手当金の受給要件(いずれも満たした場合に支給されます)

- ・退職日(資格喪失日の前日)までに継続して1年以上の健康保険被保険者期間があること。(任意継続被保険者期間は除く)
- ・退職日(資格喪失日の前日)に傷病手当金を受けているか、受ける条件を満たしているとき。
- ・引き続きその病气やけがの療養のために働けないとき。 ※退職日に出勤している場合は支給されません。

② 出産手当金の受給要件(いずれも満たした場合に支給されます)

- ・退職日(資格喪失日の前日)までに継続して1年以上の健康保険被保険者期間があること。(任意継続被保険者期間は除く)
- ・退職日(資格喪失日の前日)に出産手当金を受けているか、受ける条件を満たしているとき。 ※退職日に出勤している場合は支給されません。

③ 埋葬料(いずれかに該当したとき支給されます) ※被扶養者が死亡した場合は支給の対象になりません。

- ・資格喪失後3ヵ月以内に死亡したとき。
- ・①、②の受給中に死亡したとき。
- ・①、②の受給終了後3ヵ月以内に死亡したとき。

④ 出産育児一時金(いずれも満たした場合に支給されます) ※被扶養者が資格喪失した場合は支給の対象になりません。

- ・退職日(資格喪失日の前日)までに継続して1年以上の健康保険被保険者期間があること。(任意継続被保険者期間は除く)
- ・資格喪失後6ヵ月以内に出生したとき。

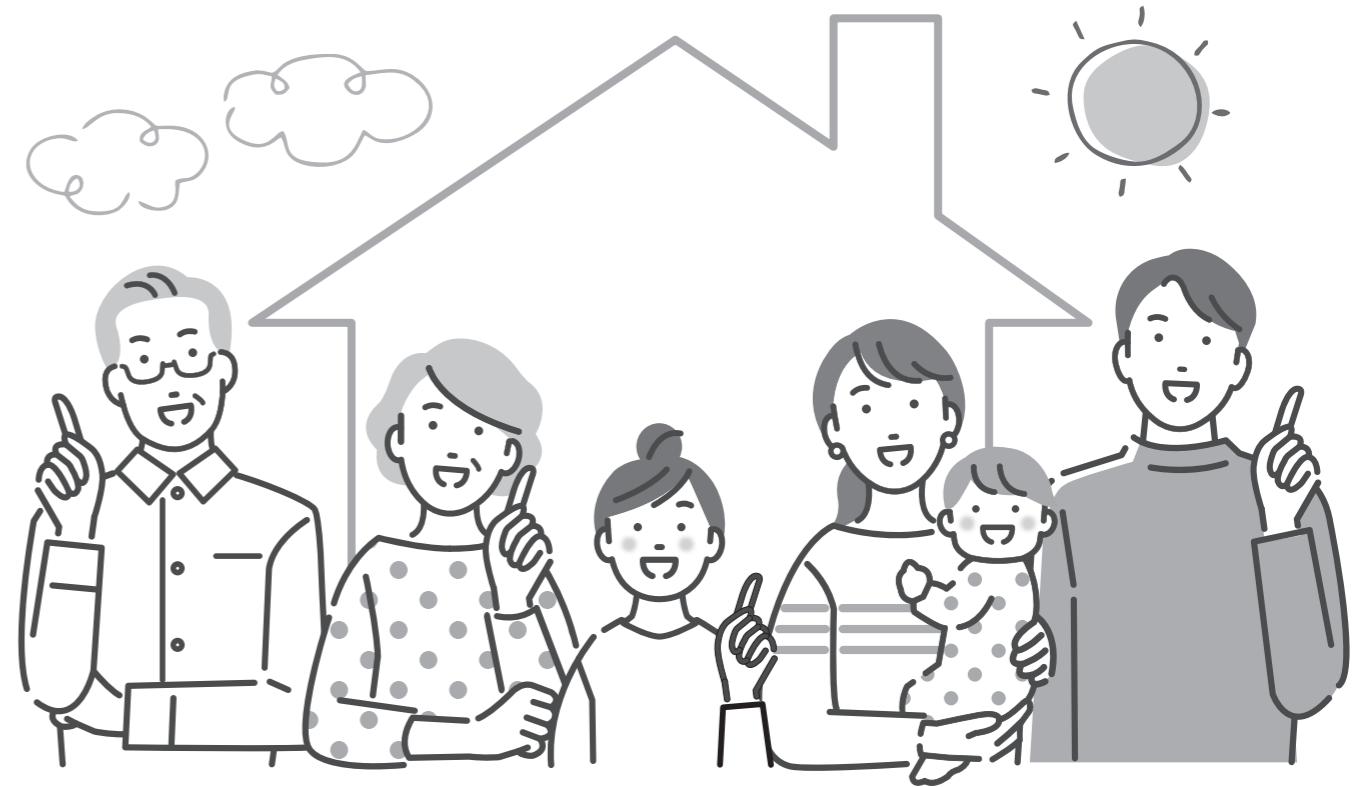
●保険給付の時効

保険給付を受給する権利は2年を経過したときに時効によって消滅し、その後はその権利を行使できませんのでご注意ください。

こんなときこんな給付が受けられます

東実健保の給付内容一覧

令和8年度版



東京実業健康保険組合

本部
〒103-8465
東京都中央区東日本橋 3-10-4
TEL 03-3663-1361(代)

城西支部
〒163-0560
東京都新宿区西新宿 1-26-2 新宿野村ビル 36階
TEL 03-3342-8821(代)

城南支部
〒105-8440
東京都港区新橋 2-19-10 新橋マリンビル 4階
TEL 03-5537-2400(代)

城北支部
〒170-0013
東京都豊島区東池袋 1-33-8 NBF 池袋タワー 4階
TEL 03-3980-1501(代)

<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>



○ 給付内容一覧

① 法定給付 法律で定められた給付

② 付加給付 当組合で特別に定めた給付

		給付の種類 ()内は家族の給付	給付の条件	給付の内容
現物給付	病気やけが	療養の給付 (家族療養費)	本人 家族	労災保険から給付がある業務災害・通勤災害以外の病気やけがにより保険医療機関で治療を受けたとき 給付割合は、70歳未満が7割、義務教育未就学児童が8割。 70歳～74歳の高齢受給者は一般が8割、現役並み所得者(標準報酬月額28万円以上)は7割(2ページ※(1)を参照)
		保険外併用療養費 (家族療養費)	本人 家族	特別なサービスや厚生労働大臣の定める高度な医療(保険外診療)をあわせて受けたとき 給付割合は「療養の給付」欄を参照
		訪問看護療養費 (家族訪問看護療養費)	本人 家族	難病患者や末期がん患者等が医師の指示により、訪問看護ステーションからスタッフが派遣され、看護を受けたとき 給付割合は「療養の給付」欄を参照
		入院時食事療養費 (家族療養費)	本人 家族	入院して食事の提供(食事療養)を受けたとき 1食につき食事療養標準負担額510円を控除した額を現物として給付 (低所得者の標準負担額減額措置あり) 3ページ※(6)を参照
		入院時生活療養費 (家族療養費)	本人 家族	療養病床に入院する65歳以上の方に生活療養の提供が行われたとき 原則1日につき生活療養基準負担額1,900円(1日につき370円と1食につき510円との合計額) または、1,780円(1日につき370円と1食につき470円との合計額)を控除した額を現物として給付 (低所得者の標準負担額減額措置あり) 3ページ※(6)を参照
法定給付	病気やけが	療養費 (第二家族療養費)	本人 家族	療養の給付等を受けることが困難、または、やむを得ないと当組合が認めるとき 給付割合は「療養の給付」欄を参照
		移送費 (家族移送費)	本人 家族	移送の目的である療養が保険診療として適切であり、傷病により移動困難で、緊急その他やむを得ないと当組合が認めるとき 最も経済的な通常の経路・方法により移送された場合の費用により算定した額を支給 (ただし、現に要した費用の額を限度とする)
		高額療養費 (家族高額療養費)	本人 家族	1人1ヵ月(暦月)の間に1保険医療機関に支払った額(入院、外来、歯科、訪問看護等診療報酬明細書1件ごとに算出)が該当する自己負担限度額を超えたとき 支払った額(入院時の標準負担額や自費分を除く)から該当する自己負担限度額を控除した額を支給 2ページ※(2)・3ページ※(3)を参照
		合算高額療養費	本人 家族	同一世帯において、同じ月に一定額以上の自己負担が複数生じた場合、これらを合算して該当する自己負担限度額を超えたとき 3ページ※(4)を参照
		高額介護合算療養費	本人 家族	8月から翌年7月までの1年間に健康保険の合算要件に該当する一部負担金及び介護保険の利用者負担額(健康保険の高額療養費・一部負担還元金等及び介護保険の高額介護サービス費等を控除した額)を合算した額が基準額(年額)を超えたとき 健康保険及び介護保険の合算額から該当する基準額(年額)+500円を控除した額を、それぞれの比率に応じて按分した額の健康保険分を支給(介護保険分は市区町村より支給) 3ページ※(5)を参照
付産	出生	傷病手当金	本人	【支給日額】 支給開始日額の属する月以前の直近の継続した12ヵ月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額の3分の2に相当する金額。 ただし、当組合にて標準報酬月額が定められている月が12ヵ月に満たない場合は、次の額のうちいずれか少ない額の3分の2に相当する金額。 ・支給開始日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1に相当する額 ・支給開始日に属する年度の前年度の9月30日における当組合の全被保険者の平均した標準報酬月額の30分の1に相当する額 (傷病手当金：同一の傷病による障害年金、障害手当金及び退職後の老齢年金等との併給調整あり) 【支給期間】 傷病手当金：支給開始日より通算して1年6ヵ月間支給 出産手当金：出産日(出産日が出産予定日より後の場合は出産予定日)以前42日(多胎の場合98日)から出産日後56日までの範囲内で支給
		出産手当金	本人	労災保険から給付がある業務災害以外の病気やけがによって働くことができず、療養のため会社を休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目を降休した日に給与の支払いがないとき(給与の支払いがあっても、その額が傷病手当金の額より少ないときは、その差額を支給)
		出産育児一時金 (家族出産育児一時金)	本人 家族	産科医療補償制度に加入している分娩機関で出産(死産を含み、在胎週数第22週以降のものに限る)した場合は、1児につき 500,000円 を支給 それ以外の場合は、1児につき 488,000円 を支給
死亡	埋葬	埋葬料 (家族埋葬料)	本人 家族	被保険者が業務外の事由により死亡し、その被保険者によって生計を維持されていた人がいるとき 生計を維持されていた人に 50,000円 を支給 被扶養者が死亡したとき 被保険者に 50,000円 を支給
		埋葬費	本人	上記「埋葬料」の給付条件に該当する人がいない場合で、実際に埋葬をおこなったとき 実際に埋葬をおこなった人に 50,000円 を限度に、埋葬に要した費用を支給 (付加給付金は支給されません)

○ 現物給付と現金給付

保険給付を行う方法には、病気やけがをした場合に、これを治すために医療そのものを給付する方法と、治療にかかった費用を現金で給付する方法の2つの方法があります。医療を給付する方法を「現物給付」、現金を給付する方法を「現金給付」と呼びます。

		給付の種類 ()内は家族の給付	給付の条件	給付の内容	
付加給付	現金	病気やけが	一部負担還元金 (家族療養費付加金)	本人 家族	1人1ヵ月(暦月)の間に1保険医療機関に支払った額(入院、外来、歯科等診療報酬明細書1件ごとに算出)が一定額を超えたとき 支払った額(高額療養費が支給される場合はその額を除く)から25,000円(標準報酬月額53万円以上の方は50,000円)を控除した額を支給 (1,000円以上の場合に支給、100円未満の端数切捨て)
			合算高額療養費付加金	本人 家族	合算高額療養費の支給を受けたとき 合算高額療養費の支給を受けたとき 合算高額療養費の支給の基礎となった自己負担限度額から診療報酬明細書等1件につき25,000円(標準報酬月額53万円以上の方は50,000円)控除した額を支給 (1,000円以上の場合に支給、100円未満の端数切捨て)
		訪問看護療養費付加金 (家族訪問看護療養費付加金)	本人 家族	訪問看護療養費(家族訪問看護療養費)の支給を受けたとき 訪問看護療養費(家族訪問看護療養費)の支給を受けたとき 一部負担還元金(家族療養費付加金)の場合と同じ	
		出産	本人 家族	出産育児一時金(家族出産育児一時金)の支給を受けたとき 出産育児一時金(家族出産育児一時金)の支給を受けたとき 1児につき 35,000円 を支給	
		死亡	本人 家族	埋葬料の支給を受けたとき 家族埋葬料の支給を受けたとき 50,000円 を支給 10,000円 を支給	

※資格喪失後について、付加給付は支給されません。

※(1) 高齢受給者

現役並み所得者であっても①～③に該当する場合は、申請により8割給付となります。

- ① 高齢者単身世帯(70歳以上75歳未満の被保険者本人のみである世帯)…年収383万円未満の場合
- ② 高齢者複数世帯(70歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者で構成される世帯)…年収520万円未満の場合
- ③ 被扶養者が後期高齢者医療制度の被保険者になることにより、上記①の基準を超えてしまう被保険者について、世帯に他の70歳以上75歳未満の被扶養者がいないときに、被扶養者であった人の収入を合算した年収が520万円未満の場合

※(2) 高額療養費及び付加給付(診療報酬明細書1件とは、入院、外来+調剤、歯科+調剤、訪問看護等診療報酬明細書とする)

自己負担金が下記の表1の額を超えた場合、その超えた額が支給されます。

≪計算例≫標準報酬月額32万円の被保険者が私病で入院し、1ヵ月の医療費総額が50万円の場合

医療費総額500,000円×自己負担割合3割=自己負担額150,000円…①

自己負担限度額80,100円+(500,000円-267,000円)×1%=82,430円…②

高額療養費支給額 ①150,000円-②82,430円=67,570円…③

付加給付金支給額 ②82,430円-控除額25,000円=57,400円(100円未満切捨)…④

支給額合計 ③67,570円+④57,400円=124,970円

※左記の例において、医療機関にてマイナ保険証で受診受付時に高額療養費の限度額情報に同意した場合、または、「限度額適用認定証」を提示した場合は、③高額療養費が現物給付となり、窓口での負担が②自己負担限度額に軽減されます。

表1 高額療養費の自己負担限度額と限度額認定証の適用区分

70歳未満			70歳～74歳			
所得区分 (標準報酬月額)	適用区分	自己負担限度額	所得区分 (標準報酬月額)	適用区分	自己負担限度額	
					①外来(個人ごと)	②入院+外来(世帯)
83万円以上	ア	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円>	83万円以上	現役並みⅢ	252,600円+(医療費-842,000円)×1% <140,100円>	
53万円～79万円	イ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円>	53万円～79万円	現役並みⅡ	167,400円+(医療費-558,000円)×1% <93,000円>	
28万円～50万円	ウ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>	28万円～50万円	現役並みⅠ	80,100円+(医療費-267,000円)×1% <44,400円>	
26万円以下	エ	57,600円 <44,400円>	26万円以下	一般	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 <44,400円>
低所得者 (住民税非課税者)	オ	35,400円 <24,600円>	低所得者 (住民税非課税者)	低所得Ⅱ	24,600円	
					低所得Ⅰ	15,000円

- ・ < >内の金額は、多数該当(直近12ヵ月に3回以上高額療養費の支給を受け、4回目以降の支給に該当)の場合
- ・ 75歳到達月の自己負担限度額は75歳到達者個人単位で現行の自己負担限度額の2分の1の額が適用されます。ただし、75歳の誕生日がその月の初日の場合は適用されません。
- ・ 70歳以上の被保険者・被扶養者の1年間(前年8月1日～7月31日)の外来診療にかかる自己負担額合計が144,000円を超えた場合、その超えた額を高額療養費(外来年間合算)として支給します。基準日(7月31日、被保険者死亡の場合は死亡日の前日)時点で、所得区分が【一般】または【低所得】に該当する方が対象となります。【現役並み所得者】区分であった期間の自己負担額は計算に含まれません。基準日から過去1年間、当組合に加入されている場合は自動払い方式となりますので申請は不要です。ただし、計算期間に当組合と他の医療保険者の両方に加入していた場合は、按分支給となりますので別途申請が必要です。

◆入院や外来診療により1ヵ月の医療費が高額になるとき

- ・ 高額な医療費を支払う際は、マイナ保険証で受診受付時に高額療養費の限度額情報に同意、または、「限度額適用認定証」を医療機関等の窓口で提示することで、窓口負担を表1の自己負担限度額までとすることができます。
- ・ 認定証が必要な場合は、「健康保険限度額適用認定申請書」を、当組合までご提出ください。
- ・ 「70歳～74歳」の方で「現役並みⅢ」及び「一般」に該当する場合、申請は不要です。
- ・ 住民税が非課税の場合は、非課税証明書等を添付のうえ「健康保険限度額適用・標準負担額減額認定申請書」をご提出ください(3ページ※(6)参照)。

◆当組合の高額療養費・一部負担還元金等は自動払い方式を採用しています。

高額療養費及び一部負担還元金等の支給については、自動払いのため申請は不要です。該当した場合は、当組合からお勤めの会社へ振込み、会社から該当された方へお支払いいただきます。

(12) 健康管理委員推薦のご協力について

当組合では、被保険者の皆様が健康的な生活を送れるよう、職場における健康づくりを継続して推進することが重要であると考えております。その一環として、健保組合と事業所様との連携を図り、健康づくり活動を円滑に進める役割を担う「健康管理委員制度」を設けております。

つきましては、下記内容をご確認のうえ、貴事業所より健康管理委員をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、すでにご推薦いただいている事業所様にも本通知をお送りしておりますので、引き続きご理解・ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 健康管理委員の主な役割

- | | |
|------------------|--------------------|
| ①健康診断の受診率向上への寄与 | ④正しい受診方法の指導 |
| ②保健指導参加の徹底 | ⑤職場における健康・体力づくりの指導 |
| ③講習会・研修会への積極的な参加 | ⑥組合機関誌（健保だより）への投稿 |

2. 健康管理委員の届出について

別紙「健康管理委員推薦届」に必要事項をご記入のうえ、下記担当課までご提出ください。（1事業所複数名の推薦も可能です。）

3. 任期について

令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

【問合せ・提出先】

〒103-8465
東京都中央区東日本橋3-10-4
東京実業健康保険組合 健康管理課
TEL 03-3663-1361(代) FAX 03-3663-1510
<https://www.tojitsu-kenpo.or.jp/>

健康管理委員推薦届

年 月 日

東京実業健康保険組合 理事長殿

事業所記号			
事業所名			
事業所所在地	〒 ー	☎	()
事業主名	印		

保健事業(健康診査等)における個人情報の取扱いに同意のうえ、下記の被保険者を健康管理委員として推薦いたします。

被保険者等 記号・番号	フリガナ			
	氏 名			
	生年月日	年 月 日	性別	男 ・ 女
所属部課名		役職名		
勤務先住所	〒 ー	☎	()	
備考				

- ★ 注意事項 ★
- * 太線内のみご記入ください。
 - * 提出時期によって、通知文が翌月からの発送になってしまうことがあります。予めご了承ください。
 - * 勤務先住所欄には本社以外の部署に勤務されている場合にご記入ください。(郵便物が届く住所)
 - * 備考欄には、社会保険関係での表彰・社会保険労務士・体育指導員等の資格があればご記入ください。
- 又、関連事業所で健康管理委員を兼務する場合、その事業所名・事業所番号をご記入ください。

《個人情報について》

この申出書に記載のある個人情報は、健康管理委員推薦の目的以外には使用いたしません。

組合 処理 欄	送 付 日	資 格	名 簿	委 嘱 状

／ 受 付 印

保健事業（健康診査等）における個人情報の取り扱いについて

当組合の健康診査、健康診査の結果に基づく事後指導並びに各種教室・セミナーの申込みにつきまして、下記のとおり個人情報を取り扱います。同意のうえお申込みをお願いします。

1. 個人情報の利用目的について

取得した個人情報は以下の利用目的の範囲内で利用いたします。

- (1) 健保補助利用の健康診査の受診資格確認、健康診査費用に関する業務
- (2) 保健指導の実施
- (3) 各種保健事業の実施
- (4) 健康保険法等の法令により行う各種統計処理
- (5) 当組合の機関誌及びホームページにおける広報での各種教室・セミナー等の参加者の活動写真掲載

2. 健診における個人情報の共同利用について

- (1) 共同して利用すること

当組合において事業者（法定）健診を実施している場合には、労働安全衛生法の遵守と労働者の安全と健康確保のために被保険者の健診結果を事業主と当組合が共同利用いたします。

- (2) 共同して利用する個人情報の項目

・健診受診者の「氏名」「生年月日」「性別」「事業所名」「健診受診日」「健診機関名」
「健診結果」「所見」等

- (3) 共同で利用する者の範囲

・当組合健康管理課
・被保険者が加入する事業所の事業主

- (4) 共同で利用する者の利用目的

・当組合における健診結果に基づく保健指導のため
・事業主における労働安全衛生法及びその他の関係法令による義務事項達成のため

- (5) 健診結果の管理において責任を有する者

・当組合
東京実業健康保険組合
東京都中央区東日本橋3-10-4
理事長 栗田 和雄

- (6) 健診結果の取得方法

・当組合は、契約健診機関及び当組合の総合健診センターより健診結果を書面又はデータで取得
・被保険者が加入する事業所は、契約健診機関又は当組合より健診結果を書面又はデータで取得

3. 業務の外部委託について

健康診査、健康診査の結果に基づく事後指導並びに各種教室・セミナーの実施にあたり、業務の一部を委託しております。なお、委託する場合は、個人情報保護に関する条項を含めた機密保持契約並びに個人情報の取り扱いに関する覚書を締結した委託業者に個人情報を委託します。法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ずその他の目的以外には使用いたしません。また、申込みの際に、個人情報をご記入いただけない又は同意いただけない場合は、保健事業の参加や補助金の申請はできませんのでご了承ください。

○主な業務委託内容

健康診査業務、医療事務関連業務、情報システム管理、各種疾病予防、体育奨励業務

4. 個人情報の開示等問合せ

個人情報に関する利用目的の通知、開示、訂正、追加又は削除、利用の停止、消去又は第三者への提供の停止、又は第三者提供記録の開示については、下記の当組合窓口にて受付していますので、お問い合わせください。

なお、法令等又は保管期間の経過した情報については、削除、消去、利用停止等の請求に応じられない場合があります。

問合せ窓口
東京実業健康保険組合
個人情報保護部門管理者 保健事業部長
TEL 03-3663-1361 FAX 03-3663-1510